

18 選任手続期日～裁判所に行く～



ストーリー

Aさんは、選任手続期日当日、指定された午前9時30分に裁判所に到着しました。裁判員候補者待機室に案内され、そこでしばらく待っていると、裁判所の職員が説明を始まりました。

今回の事件の被告人の名前のほか、事件の概要なども説明されました。次に、その事件や被告人と特別な関係があるかなどを尋ねる質問票を渡されましたが、Aさんにはそのような事情はなかったので、その旨を記入して提出しました。

その後、Aさんは、裁判長から質問を受けるために質問手続室に呼ばれました。事前の質問票、当日用質問票に特に記載がないが、それで間違いがないかについて確認を受けた後、仕事の都合がつかどうかを聞かれました。Aさんは、仕事の都合はつけてきたと答えました。

解説

選任手続期日

「選任手続期日のお知らせ」を受け取った裁判員候補者には、これに記載された選任手続期日の当日に、裁判所に来てもらうことになります。

◆◆ 事件についての説明 ◆◆

選任手続期日では、まず、裁判員候補者待機室で、担当の裁判所職員が、被告人の名前、事件の概要、罪名などを説明します。裁判員候補者は、この時点ではじめて事件の概要などを知ることになります。

◆◆ 当日用質問票では ◆◆

次に、当日用の質問票で、例えば、①その事件に特別な関係があるか、②事件に関する情報を報道などによって既に得ているか、③自分や近親者が同じような事件の被害にあったことがあるなどの事情があり、そのために公平な判断をすることが困難かを尋ねます。これらの質問は、事件に関連する不適格事由に該当するかどうか、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当するかどうかを把握するために尋ねるものです（不適格事由については、下表参照）。

質問票（当日用）

【すべての質問について、全員が回答してください。】

問1 あなたは、被告人又は被害者と関係があったり、事件の捜査に関与するなど、この事件と特別な関係がありますか。

ある ない

ある場合は、具体的にお書きください。

()

問2 今回の事件のことを報道などを通じて知っていますか。

知らない ある程度知っている くわしく知っている

問3 あなた又は家族などの身近な人が今回の事件と同じような犯罪の被害にあったことがあるなどの特別な事情があって、そのために公平な判断をすることが困難であるとお考えですか。

はい いいえ

令和〇〇年〇〇月〇〇日

お名前（署名） _____ 印

事件に関連する不適格事由

- その事件の被告人又は被害者
- 被告人又は被害者の親族又は親族であった者
- 被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人等
- 被告人又は被害者の同居人又は被用者
- 事件について告発等をした者
- 事件について証人又は鑑定人になった者
- 事件について検察官又は警察官として職務を行った者など

不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由

- 裁判所が、不公平な裁判をするおそれがあると認めた者

◆◆ 裁判長からの質問では ◆◆

裁判員候補者は、当日用質問票に記入した後、順次、質問手続室において、裁判長から質問を受けます（質問手続といいます。）。裁判長は、事前の質問票と、当日用質問票を読み、それらを参考にしながら質問をしていきます。調査票や事前の質問票に記載した事情だけでは辞退事由があると認められなかった人も、その時点での具体的な事情を改めて話すことができます。その事情次第

では辞退が認められる場合があります。このほか、裁判長からは、不公平な裁判をするおそれがないかを確認するための質問がされることもあります。

なお、質問手続には、裁判官3人と書記官のほか、検察官と弁護士が立ち会います。裁判員候補者のプライバシーを保護するため、非公開で行い、第三者が傍聴することはありません。

具体例

ここで、事前の質問票の記載では呼出しを取り消されなかった、先ほどのMさんについて、質問手続でどのようなやりとりがされるのか見てみましょう。

－ Mさんが質問手続室に入室し、着席－



裁判長

まず確認しますが、事前に送っていただいた質問票と、本日記入してもらった質問票、いずれも記載した事項に間違いなどはありますか。



Mさん

はい、間違いありません。



裁判長

事前の質問票では、忙しいとのことで辞退の申立てをされていますが、もう少し具体的に説明してもらえますか。



Mさん

どう書いたらいいのかよく分からなくて…。実は、私、小さいですが、ネイルアートのお店を1人でやっています。完全予約制で、毎日5、6



裁判長

お1人でお店をされているということだと、代わりの人をお願いするというのは難しいのでしょうか。



Mさん

はい。代わりの人はいません。お客さんに予約をしていただいている以上、お店を休みにするわけにもいきませんし。



裁判長

分かりました。では以上で終わりです。お疲れ様でした。

－ Mさんが退室－

この結果、Mさんは辞退が認められ、午前中のうちにお店に戻ることができました。

コラム 質問手続の目的と質問の内容

裁判長の質問は、裁判員候補者の人柄や能力、法律の知識などを判断するために行うものではありません。辞退希望の有無や不公平な裁判をするおそれの有無などを判断するために行われるもので、質問もそれらの判断に必要な最小限のもので、時間も長くはかかりません。

コラム 質問手続の方式

辞退希望に関する事項など、裁判員候補者のプライバシーにわたる事情を尋ねる場合には、候補者ごとに個別に質問手続を行います。質問票の記載から一人一人くわしい事情を尋ねる必要がないと判断される候補者については、複数の候補者に一括して質問を行う場合もあります（もちろん、希望があれば、一人ずつ個別に事情を伺います。）。いずれにしても、質問手続は、候補者のプライバシーや負担に十分に配慮しながら行います。

19 裁判員の選任 ～くじで裁判員が選ばれる～



ストーリー

Aさんは、質問手続を終えてから、再び裁判員候補者待機室に戻り、裁判員候補者全員の質問手続が終わるまで待機しました。裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所の職員から、Aさんを含む6人の候補者が裁判員に選ばれたことが告げられました。

Aさんは、早速職場に電話をかけ、裁判員となったので、予定どおり休暇を取らせてもらうと連絡しました。

解説

裁判員の選任

裁判員候補者全員に対する質問手続が終わった後、裁判所は、辞退を申し立てた裁判員候補者について辞退を認めるかどうか、また、事件に関連する不適格事由、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由に該当しないかどうかを判断しま

す。辞退を認める場合や不適格事由に該当すると判断する場合には、不選任決定（その裁判員候補者を裁判員としないことへの決定）を行います。



また、検察官及び弁護士は、裁判員候補者のうちそれぞれ原則として4人まで、理由を示さずに、不選任決定を請求することができます。裁判所は、この請求があった場合には、その裁判員候補者について必ず不選任決定をすることになります。

◆ ◆ ◆ 最後はくじで ◆ ◆ ◆

これらの手続の後、残った候補者が6人を超えている場合には、くじにより、裁判員6人が選ばれます（事件によっては、これに加えて補充裁判員が選ばれることがあります。）。



これら一連の手続は、多くの事件では半日で終了しています。裁判員に選ばれた人は、早ければ当日の午後か翌日以降に始まる公判に立ち会っていただくこととなります。公判期日は、多くの事件では連日開かれます。

一方、裁判員等に選ばれなかった人は、ここですべての手続が終了となります。

【選任された6人の裁判員】



裁判員A



裁判員B



裁判員C



裁判員D



裁判員E



裁判員F

ショートコラム 審理の日程の入れ方

審理の日程については、できるだけ連続して入れるか、間に審理を行わない日を入れるかという問題があります。



審理の日程は、公判前整理手続が終了し、裁判員候補者が裁判所に来ていただくための選任手続期日のお知らせを送る段階で決まります。裁判所としては、審理の予定や内容を考慮し、少しでも多くの裁判員候補者が参加しやすく、かつ、裁判員が審

理の内容を理解しやすくなるように審理日程を立てています。



事件の内容によりますので一概には言えませんが、審理日数が数日程度の事件であれば、連続して審理することが多く、審理日数が多い事件の場合は、週に3、4日程度ずつ、数週間に分けて審理を行うこともあるようです。



裁判員候補者待機室（静岡地方裁判所沼津支部）



評議室（津地方裁判所）

コラム 1人の被告人に対する複数の事件の審理について

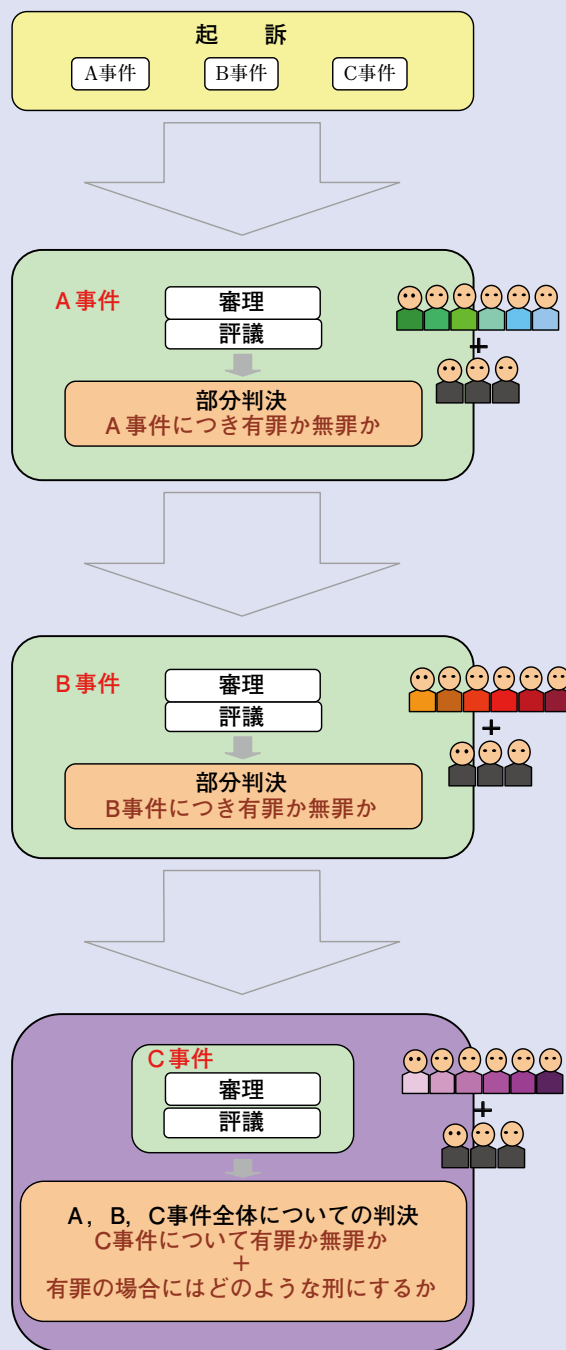
1人の被告人に対して複数の事件が起訴され、全ての事件を併せて審理した場合、事件の内容によっては、審理期間が長期化するなど、裁判員の方の負担が著しく大きくなることがあります。

そこで、このような場合の裁判員の負担を軽減するために、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を担当する裁判員を選任して審理することができます(これを「区分審理制度」といいます)。その場合、最後に審理する事件を除き、区分した事件ごとに裁判員と裁判官で有罪・無罪のみを判断する判決を行い(この有罪・無罪を判断する判決を「部分判決」といいます)、この部分判決を踏まえた上で、最後に審理を行う裁判員と裁判官が、担当する事件の有罪・無罪の判断に加えて、有罪とされた事件全体についてどのような刑にするかを判断し、判決を言い渡すこととなります。

例えば、順に起訴されたA, B, Cの3つの事件を事件ごとに区分し、A事件とB事件を担当する2つのグループは、それぞれ有罪か無罪かの判断だけを行い、最後のC事件を担当するグループが、C事件の有罪か無罪かの判断とともに、最初のA, B2つの事件の審理結果を踏まえ、A, B, C事件全体について、量刑(有罪の場合、どのような刑にするか)を決めて判決を言い渡すこととなります。この場合、裁判官3人は区分したA, B, C3つの事件を継続して担当することとなります。

このような方法によれば、裁判員を務めていただく期間は通常の事件とさほど変わらないと思われます。

なお、このように、事件をいくつかに区分し、区分した事件ごとに審理を行う場合、後の事件の審理を担当する裁判員になる人を裁判員候補者の中からあらかじめ選んでおくことができます。このあらかじめ選ばれた人のことを選任予定裁判員といいます。





裁判員候補者待機室（大津地方裁判所）



質問手続室（高松地方裁判所）



裁判員裁判用法廷（さいたま地方裁判所）



評議室（鹿児島地方裁判所）